

奈良県告示第六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び葛城市環境課（葛城市柿本一六六番地）において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
東洋アルミニウム株式会社新庄製造所 所長 長野 圭太
葛城市新町二二八番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋アルミニウム株式会社新庄製造所
葛城市新町二二八番地の一
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の工事着手予定年月日	特定施設の能力		特定施設の種類
	A施設	B施設	
許可後	二五 ³ m ³ /分	反応槽容量 三〇〇ℓ	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第二十六号ホに掲げる廃ガス洗浄施設一基及び同表第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設一基（以下「A施設」及び「B施設」という。）

の値	浮遊物質質量 (SS) (単位 mg/l)		化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/l)		生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位 mg/l)		水素イオン濃度 (水素指数)		項目	季節的変動の概要 (使用に季節的変動がある場合)	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	
	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設			A施設	B施設
	/	/	六六〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇・五一	八・六	通常	なし	A施設 終日 (二十四時間)	B施設 三時間	
	/	/	七〇〇	六、〇〇〇	二、五〇〇	一〇・五一	九・二	最大				

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設の工事完成予定年月日	着工後二十日後
特定施設の使用開始予定年月日	工事完了後

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(単位 m ³)	
A施設	B施設
○・〇五	一二・〇 (中和処理・希釈後に全量下水道へ)
○・三五	一二・〇 (中和処理・希釈後に全量下水道へ)

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の種類	雑排水処理装置及びアルペーラスト製造排水処理装置(以下「C施設」及び「D施設」という。)	
	C施設	D施設
処理施設の構造	鉄筋コンクリート	
処理施設の能力	C施設	D施設
	五〇m ³ /日	二〇〇m ³ /日
汚水等の処理方法	C施設	D施設
	固定床式活性汚泥法	長時間標準活性汚泥法
処理施設の工事着手予定年月日	C施設	D施設
	既設	既設
処理施設の工事完了	C施設	
	既設	

び 処 理 後 の 最 大 の 値		生物化学的 酸素要求量 (BOD) (単位 mg /ℓ)		水素イオン 濃度 (水素 指数)		項 目	季節的変動の概要 (使用に季節的変 動がある場合)		処理施設の使用時 間間隔及び一日当 たりの使用時間		処理施設の使用開 始年月日		成予定年月日
							D施設	C施設	D施設	C施設	D施設	C施設	D施設
七〇	一五〇	二・五	七・〇 〓 七	通常	処 理 前	なし	なし	終日 (二十四時間)	終日 (二十四時間)	昭和五十年一月七日	昭和五十六年八月一日	既設	
一〇〇	二〇〇	・五 一・五 〓 三	・六 五・八 〓 八	最大									
六・〇	六・〇	・二 七・〇 〓 七	・二 七・〇 〓 七	通常	処 理 後								
一〇	一〇	・六 五・八 〓 八	・六 五・八 〓 八	最大									

汚水等の処理施設 による処理前及び 処理後の汚水等の		及び前処理の通常による汚水等の処理施設の状態の汚水等の									
		ノルマルヘキサンの抽出物質含有量 (単位 mg / l)		りん含有量 (単位 mg / l)		窒素含有量 (単位 mg / l)		浮遊物質質量 (SS) (単位 mg / l)		化学的酸素要求量(COD) (単位 mg / l)	
D施設	C施設	D施設	C施設	D施設	C施設	D施設	C施設	D施設	C施設	D施設	C施設
三六・一五	三四・六	四・〇	三・五	〇・二六	一・七	五〇	五五	五〇	一〇〇	七〇	一五〇
五〇・〇五	五〇	五・〇	五・〇	〇・四	二・八	六〇	七〇	八〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
三六・一五	三四・六	一・〇	一・〇	下 〇・〇五以	一・四	二五	三八	一五	一五	九・一	九・〇
五〇・〇五	五〇	一・四	一・四	〇・一	二・一	三五	四六	二〇	二〇	二〇	二〇

排出水の汚濁状態							項目
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位)	りん含有量(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)	浮遊物質質量(SS)(単位 mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)	水素イオン濃度(水素指数)	
一・〇	〇・五	二二・三	六・三	六・七	三・二	七・七	通常
一・〇	〇・六七	三一・〇	一二	八・三	七・〇	八・〇	最大

六 排出水の汚濁状態及び量

(単位 m³)	一日当たりの通常 の量及び最大の量

排出水の量(単位 m ³ /日)	mg / ℓ
	一八六・七五
二二六・〇五	